

横浜市技能文化会館指定管理者 関連資料

資料番号	資料名
資料1	横浜市技能文化会館条例
資料2	横浜市技能文化会館条例施行規則
資料3	横浜市技能文化会館処務要綱
資料4	横浜市市民利用施設予約システム利用者登録約款
資料5	平面図
資料6	部屋別面積
資料7	設備管理業務項目一覧
資料8	清掃管理業務項目一覧
資料9	環境衛生業務項目一覧
資料10	清掃面積一覧
資料11	警備業務項目一覧
資料12	横浜市技能文化会館 修繕実績(令和3年度～令和5年度)
資料13	指定管理者が加入している会費一覧

○横浜市技能文化会館条例

昭和60年12月25日

条例第44号

注 平成10年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例

(設置)

第1条 技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)を横浜市中区に設置する。

(平10条例17・平17条例67・一部改正)

(事業)

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

(平17条例67・全改)

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、技能文化会館に次の施設を置く。

- (1) 技能文化実演体験展示室
- (2) 多目的ホール
- (3) 会議室
- (4) 音楽室
- (5) 工房
- (6) トレーニング室
- (7) 研修室
- (8) 和室
- (9) 相談コーナー
- (10) 情報コーナー
- (11) 駐車場

(平17条例67・平22条例32・一部改正)

(開館時間等)

第4条 技能文化会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる技能文化会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 技能文化会館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 技能文化会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の技能文化の発展及び労働環境の向上に関する施策の方針を理解し、技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、技能文化会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(平17条例67・追加、平23条例48・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例67・追加)

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる技能文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第8条 第3条第2号から第8号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に技能文化会館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、技能文化会館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない

ものとする。

- (1) 技能文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 技能文化会館の設置の目的に反するとき。
- (3) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

4 第1項の許可の申請の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第5条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下)

(利用料金)

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金(駐車場に係る利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第6条繰下・平22条例32・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下)

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下)

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、技能文化会館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は

退館を命ずることができる。

- (1) 他の入管者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

(平17条例67・旧第10条線下・一部改正、平23条例48・旧第12条線下)

(横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による技能文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例67・旧第12条線下、平23条例48・旧第14条線下)

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第5条、第9条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成17年6月条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市技能文化会館条例第11条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市技能文化会館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第9条第2項)

(平10条例17・全改、平17条例67・一部改正)

種別		単位	利用料金
個人利用	工房	1人、2時間につき	円 200
	トレーニング室		200
占用利用	多目的ホール	1日につき	22,900
	会議室		3,600
	特別会議室		12,800
	音楽室		8,400
	工房		7,200
	トレーニング室		11,600
	研修室		15,600
	和室		7,000
駐車場		1台、1時間につき	400
附帯設備		1式、1台又は1チャンネル、1日につき	20,000

(備考)

- 1 占用利用とは特定のもの独占的に施設を利用する場合を、個人利用とは個人が非独占的に施設を利用する場合をいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 3 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設（駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を2倍して得た額とする。

○横浜市技能文化会館条例施行規則

昭和61年2月25日

規則第11号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例施行規則をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市技能文化会館条例(昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、技能文化会館の駐車場の開館時間は、午前8時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 技能文化会館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(平14規則32・平成22規則54一部改正)

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則87・追加、平成22規則54・一部改正)

(利用の許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により技能文化会館の施設の利用の許可を受けようとする者(技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する者を除く。)は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うもの

とする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平9規則98・平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第4条繰下・一部改正、平24規則16・一部改正)

(個人利用の許可)

第6条 技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する場合の条例第8条第1項に規定する利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第5条繰下・一部改正、平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第7条 条例第9条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平10規則42・旧第8条繰上・一部改正、平17規則87・一部改正、平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は地方公共団体又は公共的団体が利用する場合とし、免除する利用料金の額は利用料金の5割相当額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平17規則87・全改、平成22規則54・一部改正)

(利用料金の返還)

第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は条例第8条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により当該施設の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(平17規則87・全改)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済局長が定める。

(平10規則42・旧第12条繰上、平17規則87・旧第11条繰上、平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第43号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条の規定は平成9年10月1日から、第2条の規定は平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成10年1月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成13年3月規則第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年8月規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項にただし書きを加える改正規定は、

平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条第1項)

(平17規則87・追加、平24規則16・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市技能文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに
前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第5条第1項)

(平9規則98・全改、平10規則42・旧第1号様式・一部改正、平17規則87・旧別記様式・一部改正)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話
連絡者氏名
電話

横浜市技能文化会館の施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事名					
利用目的					
利用日時	利用施設		施設利用料金		
施設利用料金合計					
利用形態	開場時間	開演時間	終了時間	入場予定者	
附帯設備名		単価	延べ数	附帯設備利用料金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
附帯設備利用料金合計					
入場料の徴収の有無	無料・有料(円)				
納付済利用料金 (本日分含む。)	施設利用料金		本日領収額	施設利用料金	
	附帯設備利用料金			附帯設備利用料金	
	合計			合計	
備考					

○横浜市技能文化会館処務要綱

制定 昭和61年4月1日

最近改正 平成23年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）及び横浜市技能文化会館条例施行規則（昭和61年2月横浜市規則第11号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 規則第2条第2項に規定する横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）の開館時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 設備点検等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) やむを得ず利用の延長、繰上げがあった場合
- (4) その他管理上支障があると認められる場合

2 開館時間には、利用準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

(休館日以外の休館)

第3条 規則第3条第2項の規定により、休館日以外の日に開館しないことのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) その他管理上支障があると認められる場合

(利用の申請)

第4条 規則第5条第2項に規定する利用許可の申請は、次の各号に定めるところにより利用申請者が次の各号に定めるいずれかにより行うものとする。

- (1) 申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前の1日から15日、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前の1日から15日までの間に、横浜市市民利用施設予約システム（以下「予約システム」という。）の行う施設利用の抽選に申し込みを行い、抽選に当選し、予約システムに当選結果の確認を行った後、抽選した月の18日から末日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合
- (2) 予約システムによる抽選後の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールに

あつては利用しようとする日の属する月の6箇月前の月の26日から利用しようとする日の28日前の日、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の26日から利用しようとする日の7日前の日までの間に予約システムの行う空き施設の申し込みに申し込みを行い、申し込みの日から7日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合

(3) 予約システムで利用許可申請が可能となる期間を経過した場合の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールにあつては利用しようとする日の27日前の日から利用しようとする日まで、その他の施設にあつては利用しようとする日の6日前の日から利用しようとする日までとの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出して施設利用を申し込む場合。

2 受付時間は、開館日の午前9時から午後7時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、公益上必要がある場合で次の各号に該当する場合は、多目的ホールにあつては利用しようとする日の属する月の1年前から6箇月前までの間、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の1年前から3箇月前までの間に申請することができるものとする。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催して行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(2) 国際的、全国的な催し物等で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(3) 技能職団体、労働団体等が条例第1条の目的を達成するために行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(4) その他指定管理者が特に認める場合

(利用等の許可)

第5条 条例第7条第1項に規定する利用の許可は、利用許可書(第1号様式)を交付することにより行うものとする。

2 規則第6条に規定する個人利用券は、別記(第2号様式)とする。

(遵守事項)

第6条 技能文化会館を利用するもの(その催物を目的として入場した者を含む)は、次に掲げる事項を守らねばならない。

(1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと

(2) 附帯設備を技能文化会館外に持ち出さないこと

(3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは張り付け、文字等を書き、又はクギ類を打たないこと。

(入館の制限)

第7条 条例第12条第1項第2号に規定する、その他技能文化会館の管理上支障があるときは、次のとおりとする。

- (1) 他人に危害を及ぼし又は秩序風俗を乱す恐れがあると認められる者
- (2) 付添いを要する幼児又は老人等で、付添人のいない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用等の打合せ)

第8条 利用者は多目的ホールを利用する場合、利用日の14日前までに係員と利用方法その他必要な事項を打合わせなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を現状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。条例第11条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止又は行為を停止させられたときも同様とする。

(委任)

第12条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、技能文化会館の管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が経済局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

横浜市市民利用施設予約システム利用者登録約款

(趣旨)

第1条 横浜市市民利用施設予約システム（以下「システム」という。）は、スポーツ施設、公園施設及び文化施設の利用にあたり、インターネット及び電話からの利用申込みを可能とすることで利用者の利便性を高めるとともに、予約抽選の効率化を図ることを目的に横浜市が設置するシステムです。この約款は、適正かつ公平なシステム運用を行うため、システムの利用に際し必要となる利用者登録の内容について定めるものです。

(利用者登録)

第2条 本約款を承認のうえ、システムの利用に必要な登録の申請をインターネット又は所定の登録申請書により横浜市に対して行い、第3条の条件を満たし、横浜市がその申請を認めて登録した利用者（以下「登録者」という。）のうち、個人登録を行った者を個人登録者、団体登録を行った者を団体登録者とします。また、登録した団体を登録団体とします。団体登録の場合、横浜市と団体登録者との間になされた行為は、横浜市と登録団体との間になされたものとして取り扱います。

2 登録者及び登録団体は、横浜市が登録者又は登録団体の氏名、団体名、住所及び電話番号等の情報を電子計算機で管理し、横浜市が別に指定するシステム対象施設（以下「システム対象施設」という。）が業務上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。この場合において業務上必要な範囲とは、横浜市の判断により、利用者登録の申請内容が第3条の条件を満たしているかについて確認を必要とする場合の利用を含みます。

(利用者登録の条件)

第3条 利用者登録をしようとする方は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす16歳以上であることとします。

2 団体登録は、前項に定める条件と共に次の条件を満たすこととします。

- (1) 団体のうち、5名を登録すること（団体登録者）。
- (2) 団体登録者のうち、3名以上が同一の登録となる団体が既に登録されていないこと。
- (3) 同じ団体が既に登録されていないこと。

3 利用者登録は、1利用者につき、1つの個人登録と2つの団体登録までできることとします。

(利用者登録番号)

第4条 横浜市は、個人登録者及び登録団体に対し、異なる利用者登録番号を設定します。

2 登録者は、利用者登録番号を第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(横浜市市民利用施設予約カードの発行及びその取扱い)

第5条 横浜市は、個人登録者及び登録団体にその氏名又は団体名及び利用者登録番号を表記した横浜市市民利用施設予約カード（はまっこカード）（以下「カード」という。）を発行します。

2 登録者以外の方は、カードを使用することはできません。

3 登録者は、カードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 4 登録者は、カードを第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 5 カードの使用及び管理に際して登録者が第3項及び第4項に違反した場合において、その違反によりカードが不正に使用され、その結果登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市及びシステム対象施設に損害を与えたときは、当該登録者がそれぞれその一切の責めを負うものとします。

(登録の有効期間及び登録の更新)

第6条 登録の有効期間は、横浜市が登録を行った日から3年間（3年を経過した日の属する月の末日まで）とします。

- 2 登録の更新を希望する登録者は、横浜市が指定する日までの間に所定の登録の更新手続を行うものとします。

(登録料及び登録更新料)

第7条 登録を受けようとする個人又は団体は、横浜市に登録料として1,000円を支払うものとします。

- 2 登録者は、前条第2項の規定による登録の更新を受ける場合は、横浜市に登録更新料として600円を支払うものとします。
- 3 第1項及び第2項の規定により、登録者が支払った登録料及び登録更新料は、理由のいかんを問わず返還しません。

(パスワード)

第8条 横浜市は、登録者が指定する番号を当該登録者又は登録団体に係るパスワード（以下「パスワード」という。）としてシステムに登録します。

- 2 登録者は、パスワードを第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(施設利用申込み等)

第9条 登録者は、インターネット・電話によってその利用者登録番号及びパスワードを入力することにより、システム対象施設に関する次のサービスを受けることができます。

- (1) 抽選申込みの受付 利用予約のための抽選への参加申込みの受付
 - (2) 抽選結果のお知らせ 抽選の結果についてのお知らせ
 - (3) 利用取消しの受付 利用予約の取消しの申込みの受付
 - (4) 空き区分の利用申込みの受付 利用予約がなされていない施設についての利用申込みの受付
- 2 前項のサービスは、午前6時から午前2時までの間に受け付けます。但し、システムのメンテナンスのため利用できない日があります。
 - 3 第1項第1号は、1か月にシステム対象施設で8件を上限とします。
 - 4 第1項第1号及び第4号は、抽選の結果、予約となった件数及び空き区分の利用申込みを行った件数を合わせてシステム対象施設で12件を上限とします。
 - 5 第1項第3号は、利用予約の取消しの申込みを受け付けた、又は第10条第1項の手続を行わなかった施設の室場及び時間帯は、当該予約が取消しとなった時点から翌日まで第1項第4号の受付を停止します。ただし、利用日の7日前以降に、利用予約の取消しの申込みを受け付けた場合及び第10条第1項の手続を行わなかった場合においては、この限りではありません。
 - 6 利用者登録番号及びパスワードの使用及び管理に際して登録者が第4条第2項及び第8条第2項に違

反した場合において、その違反により利用者登録番号及びパスワードが不正に使用され、その結果登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じたとき、又は横浜市及びシステム対象施設に損害を与えたときは、当該登録者がそれぞれその一切の責めを負うものとします。

7 その他、システム対象施設の利用については、横浜市市民利用施設予約システムガイドブック等によります。

(施設利用申請及び施設管理規則等の遵守)

第 10 条 登録者は、前条第 1 項第 1 号の規定による抽選申込みにおいて当選者となった場合、又は同条第 4 号の規定により空き区分の利用申込みを行った場合は、所定の期日までに、利用しようとするシステム対象施設の設置及び管理に関する条例並びにこれに基づく規則に定めるところに従い、当該施設の利用許可申請等の手続を行うものとします。

2 前項の規定に従って手続が行われなかった場合、当該施設が利用できないことがあります。この場合において、当該施設が利用できないことに伴って登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じた場合、もしくは横浜市及びシステム対象施設に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの紛失、盗難)

第 11 条 登録者は、カードを紛失し、又は盗まれたときは、直ちにその旨を横浜市へ届け出るものとします。この場合において、横浜市は、当該カードの利用を停止することができるものとします。

2 前項の届出を行うまでの間において、当該カードを第三者に使用され、このために登録者又は登録団体に何らかの不利益が生じた場合、もしくは横浜市及びシステム対象施設に損害を与えた場合においては、当該登録者がその一切の責めを負うものとします。

(カードの再発行)

第 12 条 登録者は、カードを紛失し、毀損し、汚損し、又は盗まれたときは、カードの再発行の申請を行うことができます。この場合において、登録者は、横浜市に再発行料として 400 円を支払うものとします。

(申請・届出事項の変更)

第 13 条 登録者は、横浜市に届け出た氏名、住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく、インターネット又は所定の届出用紙によりその旨を横浜市に届け出るとともに、横浜市が指定する日までの間に所定の手続を行うものとします。

2 前項の届出がないために、横浜市からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかったことにより生じる不利益又は損害について、横浜市は責任を負わないものとします。

(利用者の利用停止及び取消)

第 14 条 横浜市は、登録者又は登録団体が次のいずれかに該当した場合には、システムの利用を停止し、又はその登録を取り消すことができるものとします。また、これにより停止、又は取り消された場合にも登録料金等は返還しないものとします。

(1) 虚偽の申告をした場合

- (2) 本約款に違反した場合
- (3) 登録料、登録更新料、カード再発行料、利用料金等の支払を怠った場合
- (4) 第6条第2項又は第13条第1項に規定する手続がされない場合
- (5) 登録者の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該登録者への通知・連絡が不能であると横浜市が判断した場合
- (6) システム対象施設が規定されている条例及び条例規則に違反した場合
- (7) その他、不適正な利用方法により他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけていると横浜市が判断した場合

(登録の廃止)

第15条 登録者が所定の廃止届を提出し、横浜市が認めた場合は、登録を廃止するものとします。

(登録情報の字体)

第16条 登録申請書の記入字体が、システムにおいて取扱いが困難な字体である場合は、類似する標準字体（JIS 第一、第二水準）で登録するものとします。この場合において、システム及びカードで表示される字体並びに郵送物等の字体は標準字体となります。

(個人情報の保護)

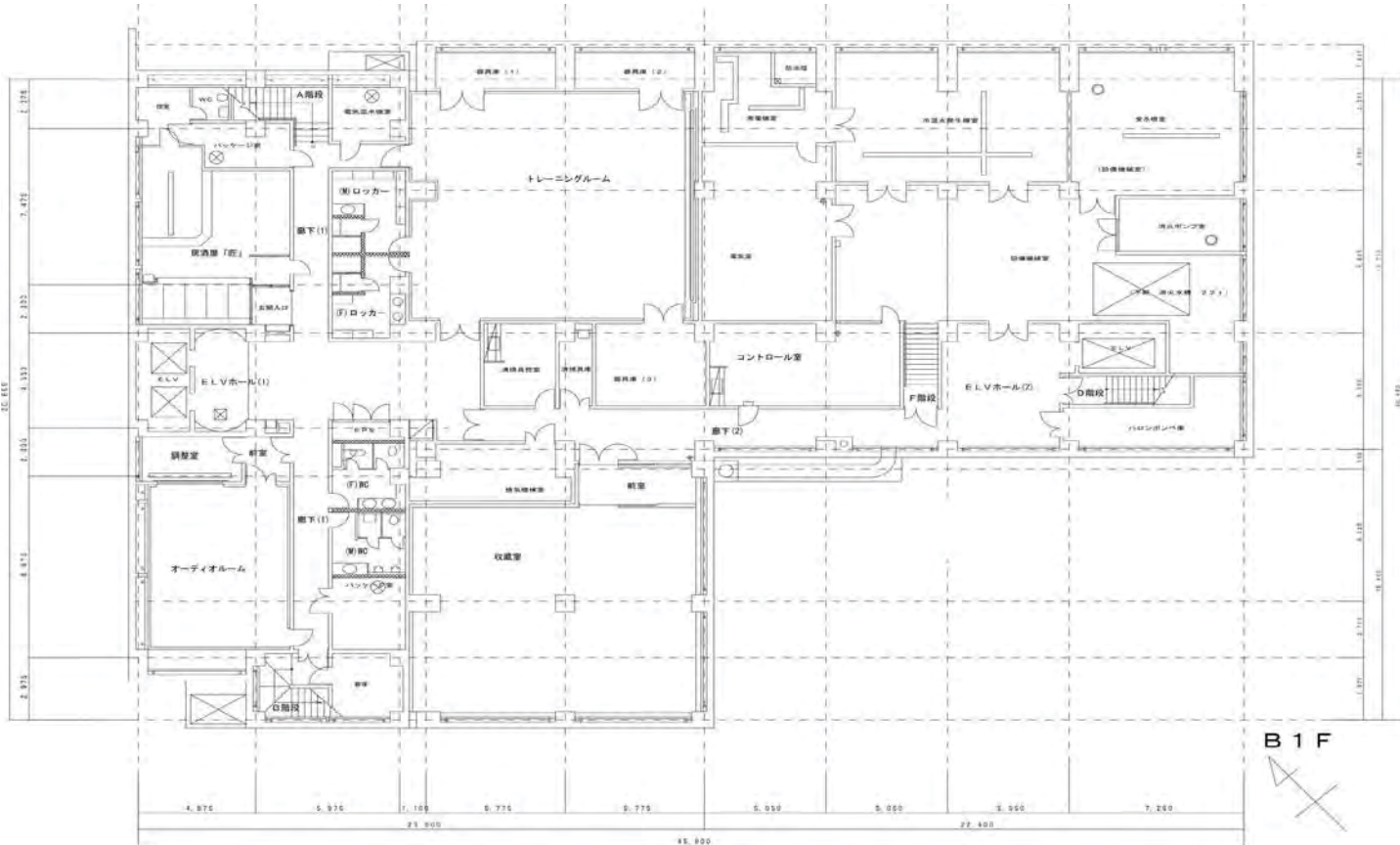
第17条 システムの利用のために提供を受けた個人情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等）は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切に取り扱います。

- 2 個人情報の収集・利用・管理は、横浜市のほかシステム対象施設の施設管理者及びシステムサービスセンター業務の受託業者が行います。
- 3 予約管理業務（料金収納を含む）の目的以外で、登録者の同意を得ずに利用及び第三者への提供を行うことはありません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - (1) 裁判所・警察等法執行機関等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合

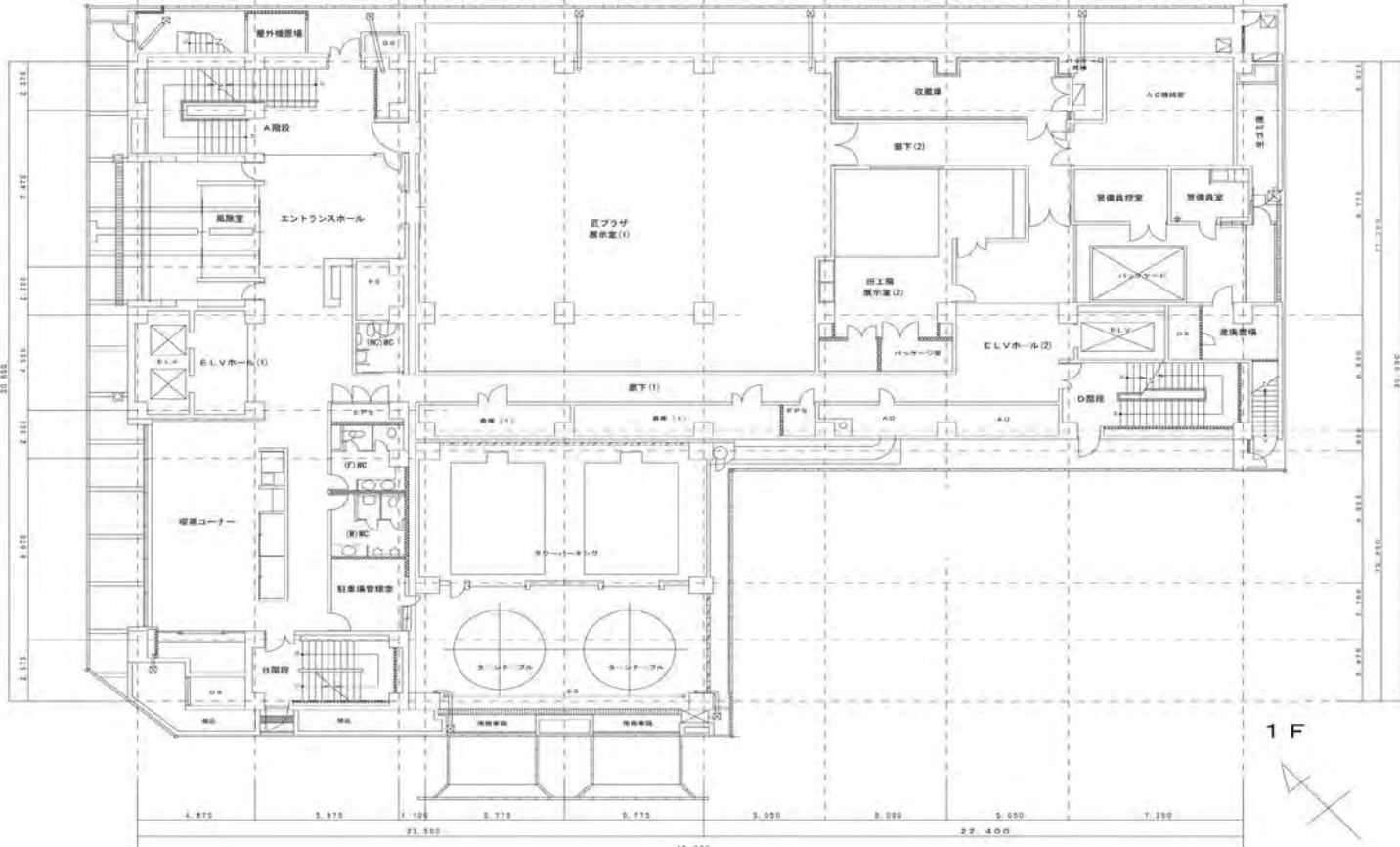
(約款の変更、承認)

第18条 横浜市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本約款を変更することができるものとします。

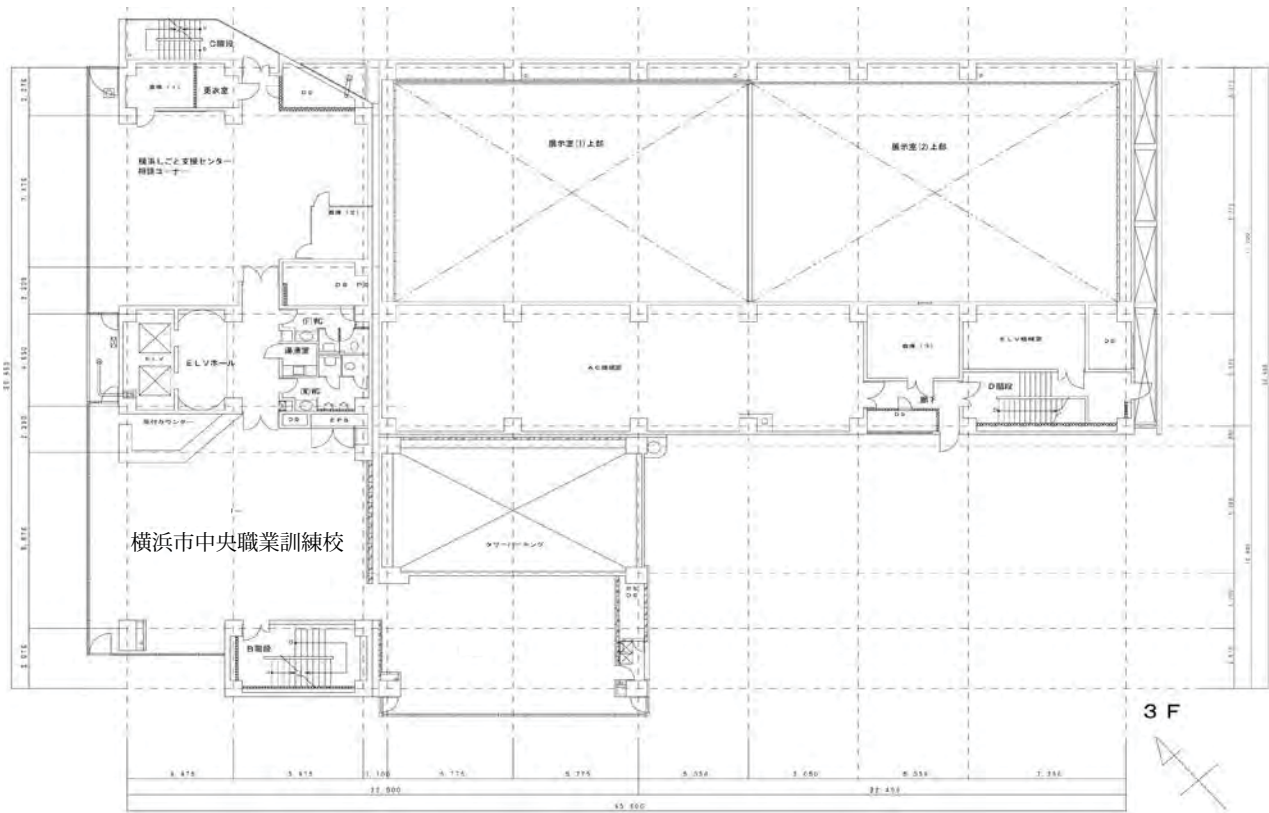
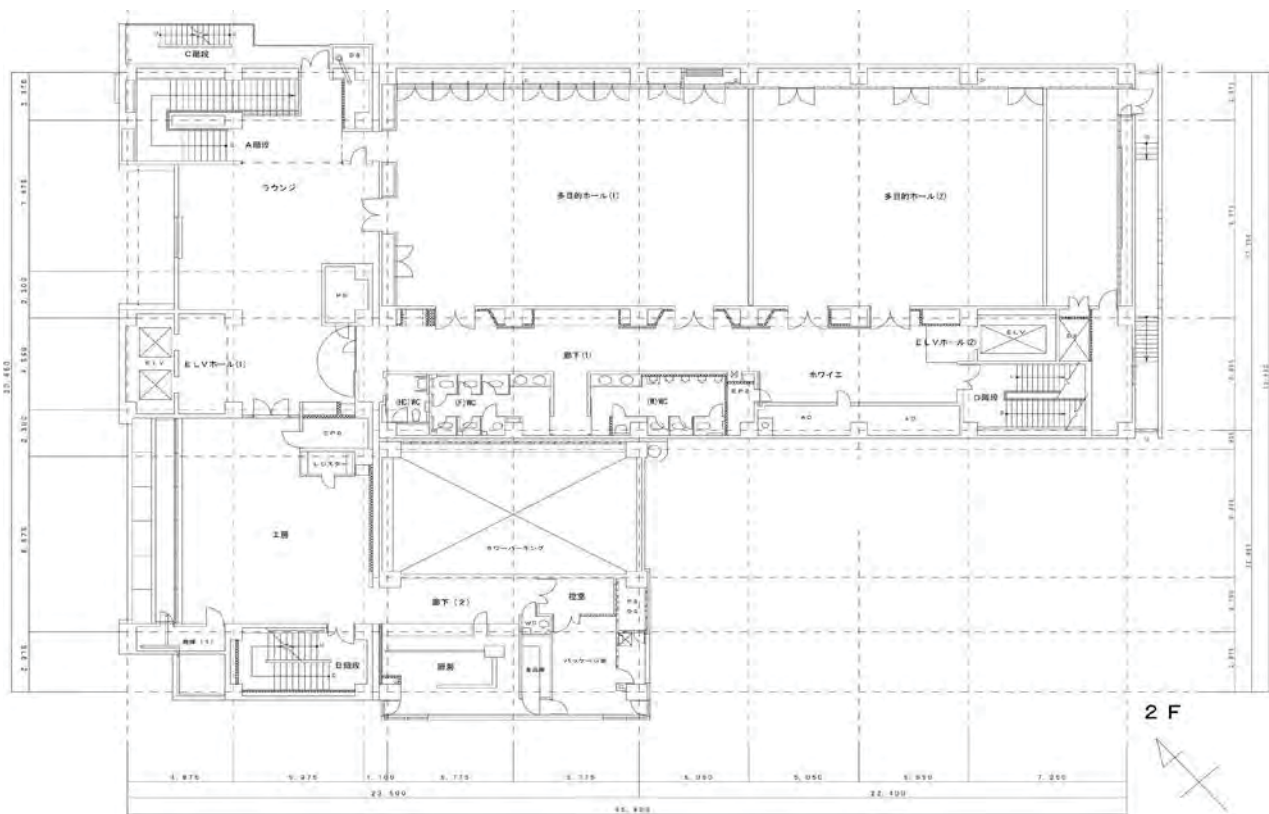
- 2 本約款の変更後に利用者がシステムを利用したときは、利用者は、変更後の約款を承認したものとみなします。

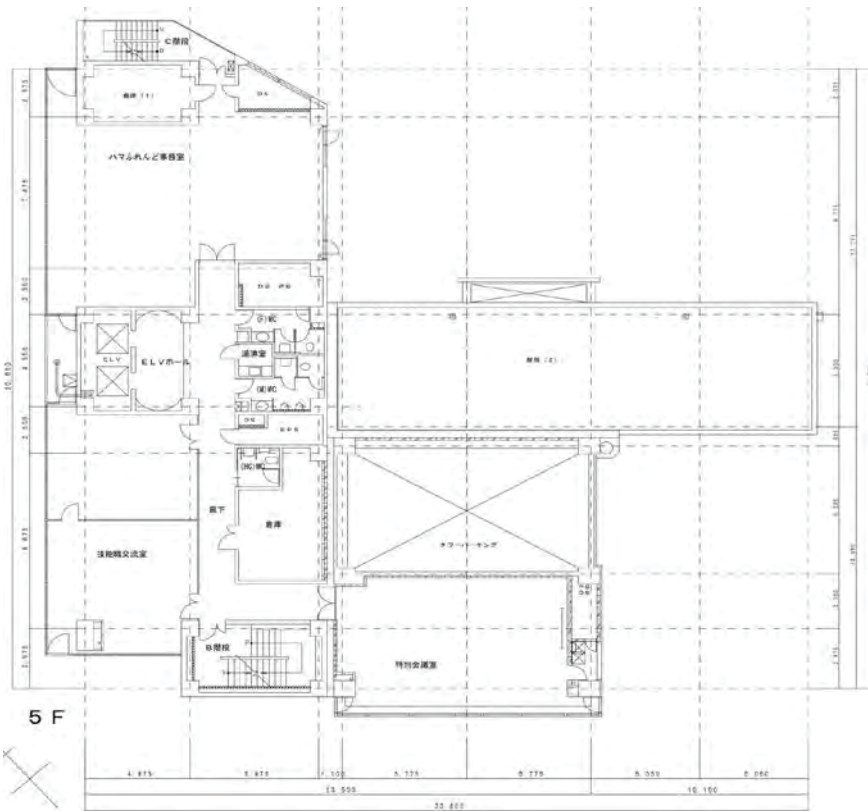
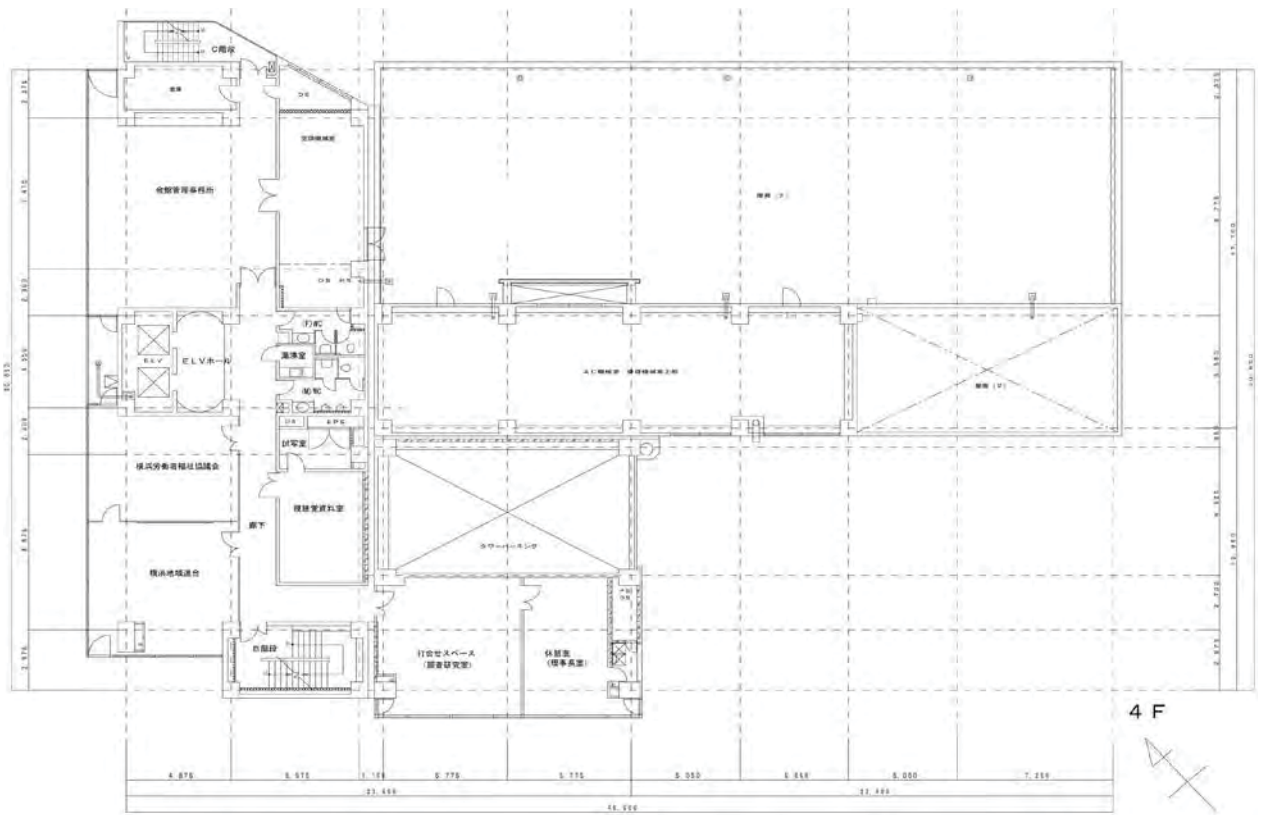


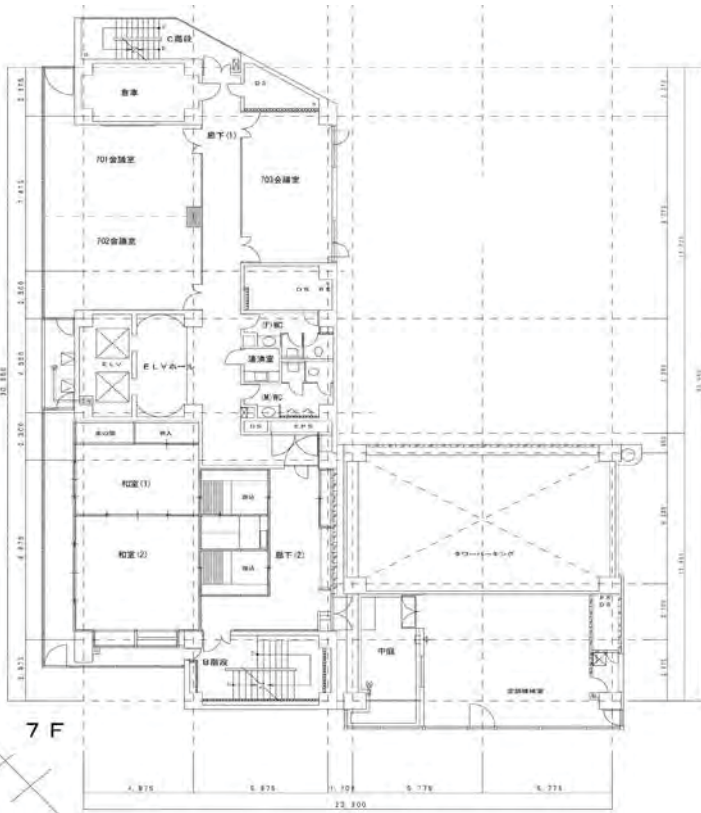
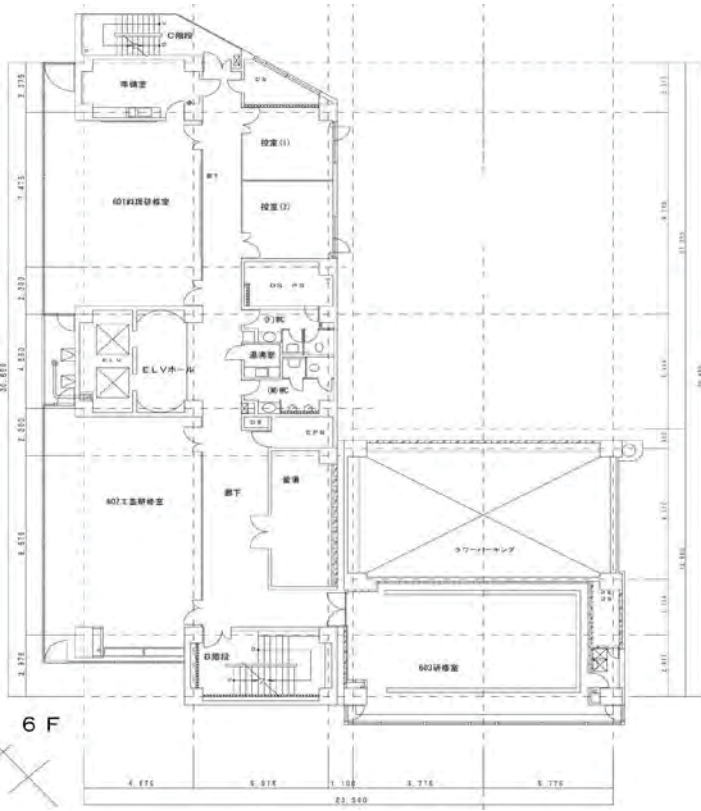
B 1 F



1 F







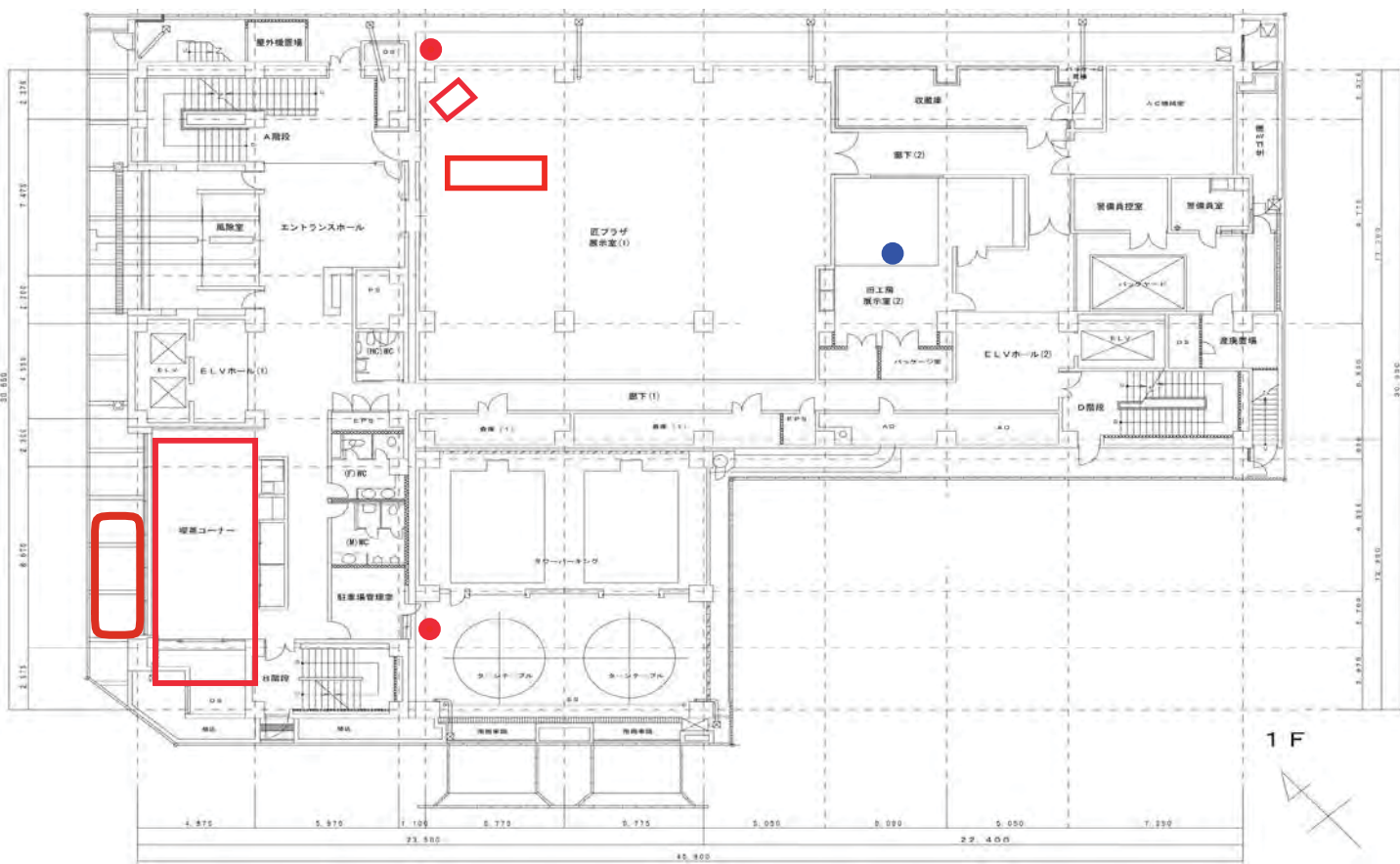
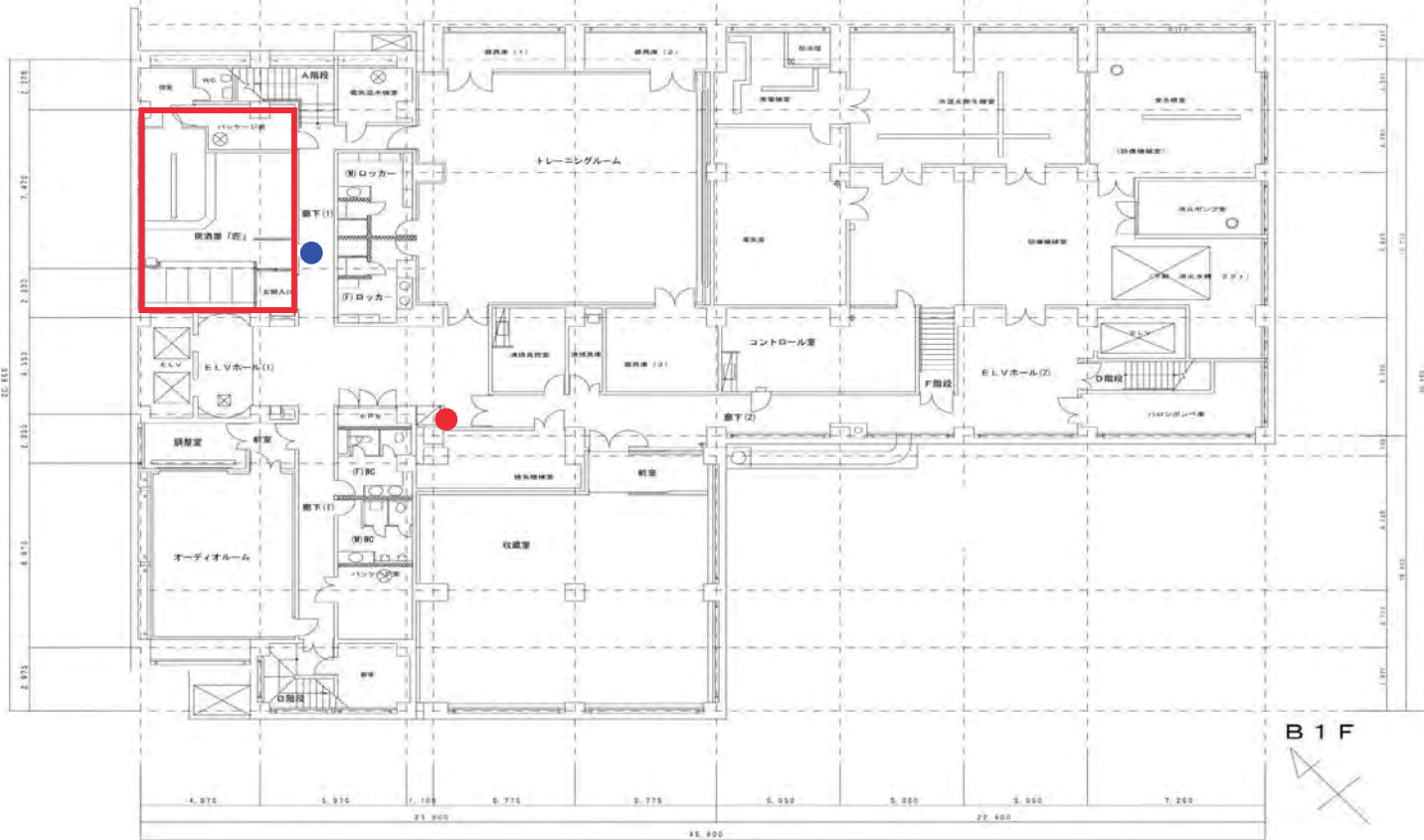
目的外使用許可等一覧

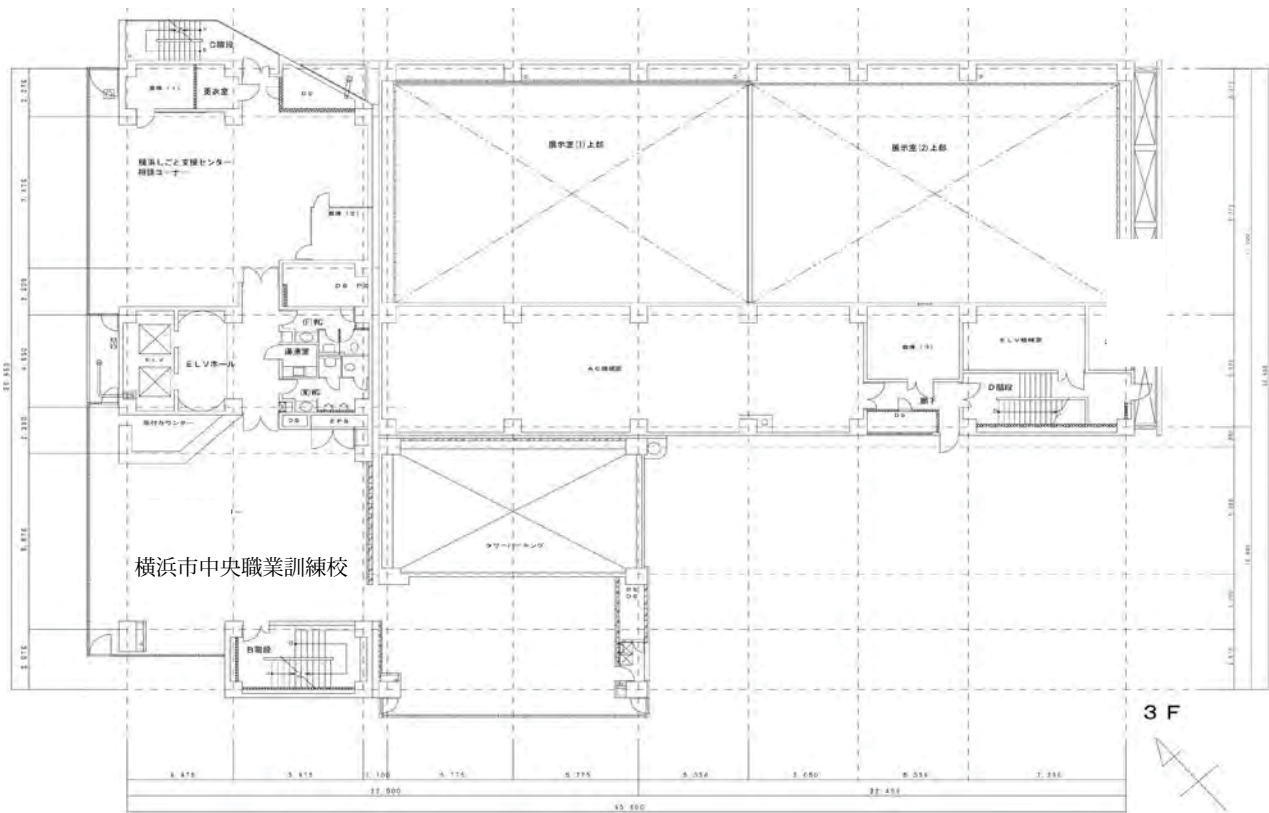
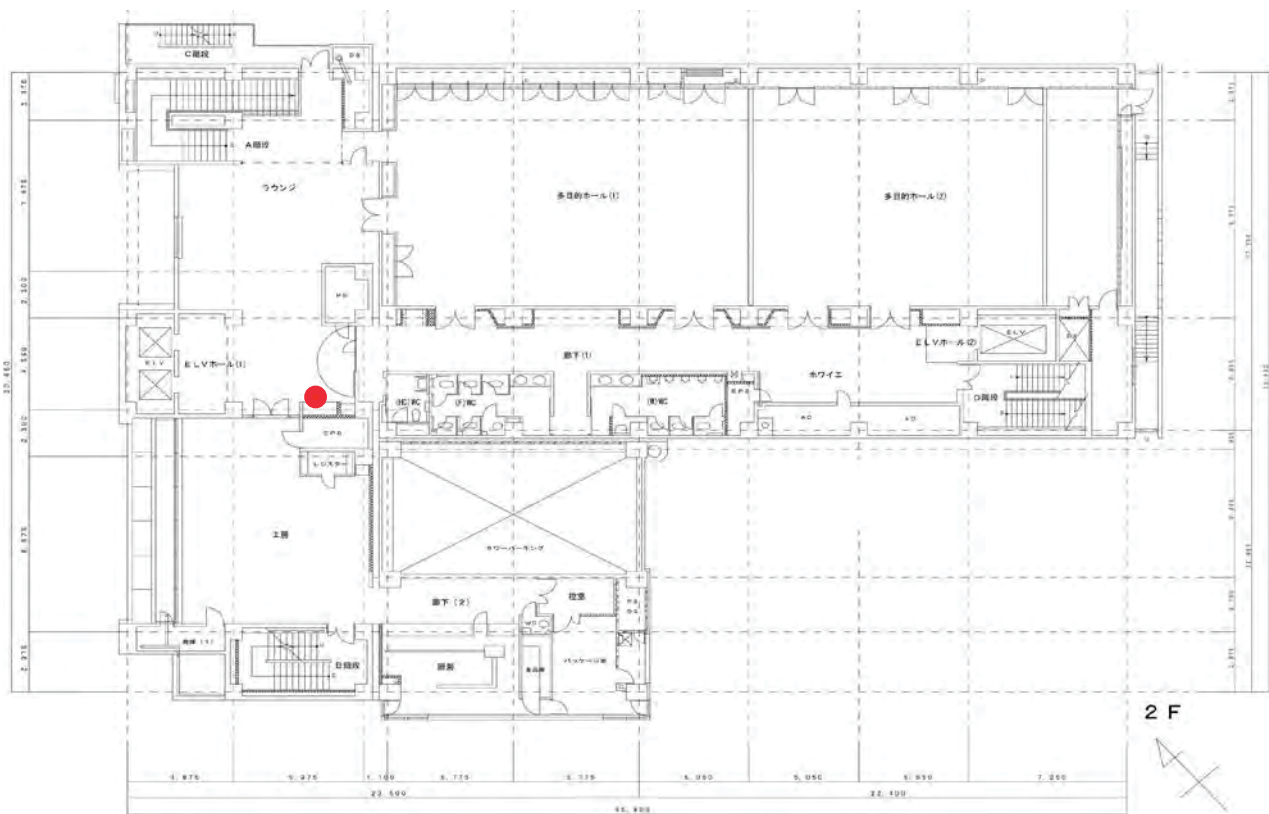
※申請状況により変更となる場合があります。

 . . . 目的外使用許可

 . . . 自動販売機

 . . . 携帯電話中継器、追加アンテナ





横浜市中央職業訓練校

■技能文化会館 部屋別面積

※予定 次期指定管理期間開始時点（令和8年4月1日）

階	名称	種類	面積(m ²)	区分	備考
RF	機械室	その他	90.01	⑥	
8F	801視聴覚研修室	研修室	85.77	①	
	802号室	その他	141.19	④	
	その他	その他	150.79	⑥	
	8F合計		377.75		
7F	701会議室	会議室	33.05	①	
	702会議室	会議室	36.31	①	
	703会議室	会議室	31.55	①	
	和室(1)	和室	39.61	①	
	和室(2)	和室	62.80	①	
	その他	その他	174.43	⑥	
	7F合計		377.75		
6F	601料理研修室	研修室	85.77	①	
	602工芸研修室	研修室	127.95	①	
	603研修室	研修室	77.87	①	
	その他	その他	168.99	⑥	
	6F合計		460.58		
5F	特別会議室	特別会議室	77.19	①	
	ハマふれんど室	事務室	117.60	④	
	技能職交流室2	交流室	26.25	⑤	
	技連協事務局	事務室	10.26	④	
	技能職交流室1	交流室	47.06	⑤	
	倉庫	倉庫	21.38	④	
	その他	その他	160.84	⑥	
	5F合計		460.58		
4F	会館管理事務室	事務室	104.34	③	
	労福協	事務室	36.51	④	
	地域連合	事務室	47.06	④	
	視聴覚資料室	事務室	30.95	②	
	倉庫	事務室	30.40	③	
	打合せスペース	事務室	47.26	③	
	その他	その他	164.06	⑥	
	4F合計		460.58		
3F	働く人の相談室	事務室等	136.39	②	
	横浜市中央職業訓練校	事務室等	203.37	⑥	
	その他	その他	344.26	⑥	
	3F合計		684.02		
2F	多目的ホール(1)	ホール	201.35	①	
	多目的ホール(2)	ホール	210.92	①	
	工房	工房	65.69	①	
	厨房等	その他	106.19	③	
	ラウンジ	その他	64.78	⑥	
	その他	その他	378.20	⑥	
	2F合計		1,027.13		
1F	匠プラザ	展示室等	266.36	②	
	旧工房	展示室等	65.69	②	
	廊下	展示室等	26.17	⑥	
	ロビー	その他	23.19	⑥	
	喫茶コーナー	目的外	27.43	④	
	収蔵庫	展示室等	36.31	③	
	駐車場管理室	事務室	11.20	③	
	その他	その他	550.85	⑥	
	駐車場	立体駐車場	154.67	①	
	1F合計		1,161.87		
B1F	設備機械室	その他	366.89	⑥	
	トレーニングルーム	体育室	209.21	①	
	オーディオルーム	音楽室	75.04	①	
	居酒屋	目的外	68.87	④	
	収蔵庫	ホール用倉庫	143.01	③	
	その他	その他	338.66	⑥	
	B1F合計		1,201.68		
	全館合計		6,211.94		

※区分

- ①市民への貸出施設
- ②市民利用施設
- ③指定管理者が直接使用する施設
- ④目的外使用許可を得て使用される施設等
- ⑤技能職者や技能職団体の交流等を図るために提供する施設
- ⑥その他

横浜市技能文化会館 設備管理業務項目一覧

横浜市技能文化会館 設備管理業務項目一覧

項 目 等		メンテナンス内容	回数	
設備保守運転業務	電気設備管理	監視室機器の開閉操作	日常業務	
		館内配線設備全般の保守管理	日常業務	
	機械設備管理	冷暖房・給排水・衛生等諸設備の運転調整	日常業務	
	机上作業	各種日誌・記録の整理・検討・意見具申等	日常業務	
		障害事故等の処理及び報告	日常業務	
		物品材料の購入依頼並びに検収	日常業務	
		各種機器設備の改良、改修等に関する意見具申	日常業務	
		各種統計資料の整理及び報告	日常業務	
		計器・工具・器具・備品等の管理	日常業務	
		機器台帳並びに図面の整備及び保管	日常業務	
		その他特に指示された項目事項	日常業務	
	電気関係保守	電力日記、各種指示値の記録及び保管	日常業務	
		受変電設備及び各配電盤設備の点検巡視	定期点検	1/月
		分電盤、低圧配電盤点検	定期点検	1/月
		計器・工具予備品の点検整備	日常業務	
		ランプ交換	日常業務	
		蓄電池設備の点検調整	定期点検	1/月
自家発電機の保守	照明設備その他の点検、不良箇所の交換	日常業務		
	全般の点検清掃	定期点検	1/月	
	冷却水設備の点検	定期点検	1/月	
	機能維持の定期運転点検	定期点検	1/月	
機械関係保守	空調関係	送風・排風機の点検	定期点検	1/月
		各階客室温度の監視	日常業務	
		給排風機点検清掃	定期点検	2/年
		ダクト・ダンパー等の点検	定期点検	2/年
	給排水・衛生関係	揚水ポンプ・排水ポンプ点検	定期点検	1/月
		各種ポンプのグランド、パッキン及びカップリング点検調整	定期点検	1/月
		各給水栓巡視点検	定期点検	1/月
		受水槽・高架水槽・雑汚水槽点検	定期点検	1/月
	営繕関係	緊急を要し、且つ軽微な小修理また、日常点検の点検不良箇所の小修理		随時
	消防設備関係	スプリンクラー設備(消火ポンプ)の目視点検	定期点検	1/月
		屋内消火栓設備、消火器の目視点検	定期点検	1/月
避難用具及び誘導灯の点検		定期点検	1/月	
	防災対象物点検報告	法定点検	1/年	

横浜市技能文化会館 設備管理業務項目一覧

項 目 等		メンテナンス内容	回数	
設備点検保守業務	電気設備保守点検	発電機外観機能総合点検	法定点検 2/年	
		直流電源装置外観機能総合点検	法定点検 2/年	
	消防設備点検	機器点検	法定点検 1/年	
		総合点検	法定点検 1/年	
	空調機の精密点検 (ESCO事業者設置分以外)	熱交換器保守点検	定期点検	2/年
		フィルター保守点検	定期点検	1/月
		高性能フィルター保守点検	定期点検	2/年
		ベルト保守点検	定期点検	2/年
	送風機の点検	ベルト保守点検	定期点検	1/年
		軸受保守点検	定期点検	1/月
	空調用自動制御機器保守点検	ESCO事業者設置者	定期点検	適用外
	避雷針設備の接地抵抗測定業務		法定点検	1/年
	湧水層・消防水層清掃業務	湧水層清掃	定期点検	1/年
		消防水層清掃	定期点検	1/年
	受変電設備定期検査業務	受変電設備、高圧分電盤、低圧分電盤、変圧器、その他関連設備	法定点検	1/年
	シャッター	正面玄関/裏口/立体駐車場シャッター(3か所)の点検	定期点検	2/年
		雑排水管の高圧洗浄	別途作業	随時
		その他増改築工事及び新築工事に伴う増設配線、新設機器等についての作業	別途作業	随時
	ESCO関連設備点検	3階AC機械室 動力制御盤目視点検	定期点検	1/月
		屋上機械置場 開閉器盤目視点検	定期点検	1/月
カセットエアコン・外気処理機のOA・RAフィルター交換、清掃		定期点検	1/月	
カセットエアコン・外気処理機の目視点検		定期点検	1/月	
コントロール室 自動制御盤目視点検		日常業務		
コントロール室 BEMS盤用プリンター用紙/インク補充		定期点検	随時	
女子トイレ音姫電池交換		定期点検	随時	
	蛍光灯安定器不良時交換取替	定期点検	随時	

横浜市技能文化会館 設備管理業務項目一覧

項 目 等		メンテナンス内容	回数
建築設備	その他 ロープ式乗用エレベーター 2台	昇降かご・昇降壁路周壁・各階出入口扉・三方枠敷居・押しボタンカバー・インジケーターカバー・コントローラーカバー等の取替修理工事・塗装・メッキ直し・意匠部品の取替え	定期点検 1/月
	ロープ式人荷用エレベーター 1台	昇降かご・昇降壁路周壁・各階出入口扉・三方枠敷居・押しボタンカバー・インジケーターカバー・コントローラーカバー等の取替修理工事・塗装・メッキ直し・意匠部品の取替え	定期点検 1/月
	ロープ式乗用エレベーター 2台	建築基準法に基づく昇降機検査資格者による定期検査	法定点検 1/年
	ロープ式人荷用エレベーター 1台	建築基準法に基づく昇降機検査資格者による定期検査	法定点検 1/年
	自動ドア 正面玄関 2ヶ所 匠プラザ 2ヶ所	ドアエンジン装置各部・ドアエンジンの開閉速度・クッション作動・ドアエンジンの装置の電気回路・制御部装置・ドアのこすれ等部品の消耗度・その他	定期点検 4/年
付帯設備	ピアノ グランドピアノ カワイ CA-60		定期調律 2/年
	ピアノ ヤマハグランド CFⅢ		定期調律 2/年
	アップライト カワイ		定期調律 2/年

横浜市技能文化会館 設備管理業務項目一覧

		項 目 等	メンテナンス内容	回数	
駐 車 場	立 体 駐 車 場	タワーパーク BM30形 2基	機械装置・ケージ・鉄構造部・電気系統等の点検及び注油・調整等	定期点検	1/月
		ターンテーブル TT40形 2面	機械装置・ケージ・鉄構造部・電気系統等の点検及び注油・調整等	定期点検	1/月
	自 動 化 シ ス テ ム	駐車場設備制御システム(精算機)		定期点検	2/年

横浜市技能文化会館 清掃管理業務項目一覧

作業項目	作業項目	作業回数	備考
日常	床面の掃き拭き	3/日	箇所により1/日・3/週
日常	紙屑処理・容器拭き	3/日	箇所により3/週
日常	吸殻処理・容器拭き	2/日	館内禁煙
日常	窓台の除塵	適時	
日常	カーペットの吸塵	3/週	箇所により適時
日常	カーペットの染み抜き	適時	
日常	一般ゴミ処理	3/日	箇所により1/日
日常	公衆電話等備品の拭き上げ	1/日	
日常	ドアの拭き掃除	1/日	
日常	手すりの拭き掃除	3/週	箇所により1/日
日常	流し台の清掃	1/日	
日常	茶殻の処理	1/日	
日常	鏡の拭き上げ	1/日	
日常	衛生陶器の洗浄	1/日	
日常	汚物の処理	適時	
日常	ペーパー・水石鹸の補充	適時	
日常	金属の磨き上げ	適時	
日常	巾木の汚れ落とし	適時	
日常	扉硝子の磨き上げ	1/日	
日常	マットの除塵	適時	
日常	拾い掃き拭き	1/日	箇所により適時
日常	排水溝の清掃	適時	
定期	床面の洗剤洗浄	1/4ヶ月	
定期	適性ワックスの塗布	1/4ヶ月	
特別	カーペット	1/年	
特別	外窓硝子	1/年	
特別	照明器具	1/年	
特別	金属部分	1/年	
特別	戸扉・壁	1/年	
特別	料理室厨房	2/年	
特別	料理室厨房什器・備品殺菌消毒	2/年	
特別	茶器洗浄	1/月	

横浜市技能文化会館 環境衛生管理業務項目一覧

作業内容	メンテナンス内容	作業回数
建築物環境衛生管理技術の業務		1/月
空気環境測定業務	法定点検	6/年
受水槽、高置水槽等の清掃業務	法定点検	1/年
飲料水の水質検査	法定点検	3/年
残留塩素測定業務	法定点検	1/日
簡易専用水道法に伴う届出及び検査	法定点検	1/年
鼠、昆虫等の防除業務	法定点検	2/年
汚水槽、雑排水槽の清掃業務	法定点検	2/年

1 技能文化会館清掃面積表

技能文化会館 (清掃対象区分)				床・カーペット清掃	
部屋別	階 (室)	床材質	面積(m ²)	日常	定期
廊下(1)	2	塩ビ系床材	57.4	1/日	3/年
	1・3・4・5・6・7・8	Pタイル	243.3	1/日	3/年
	地下	磁器タイル	62.2	1/日	3/年
廊下(2)	7	塩ビ系床材	26.7	1/日	3/年
	地下・1・2・3	Pタイル	62.4	3/週	3/年
ELVホール	3・4・5・6・7・8	Pタイル	81.6	1/日	3/年
	2	長尺シート	34.8	1/日	3/年
ELVホール(1)	地下・1	磁器タイル	49	1/日	3/年
ELVホール(2)	地下・1	Pタイル	50.8	3/週	3/年
エントランス	1	磁器タイル	41.3	1/日	3/年
エントランス(外)	1	磁器タイル		1/日	3/年
風除室	1	磁器タイル	10.5	1/日	3/年
ラウンジ・ホワイエ	2	長尺シート	99.1	1/日	3/年
旧工房(倉庫)	1	塗モルタル	48.3	適時	3/年
トイレ	地下・1・2	磁器タイル	81.7	3/日	3/年
	3・4・5・6・7・8	長尺ロリュウム	101.9	3/日	3/年
給湯室	3・4・5・6・7・8	長尺ロリュウム	16.2	3/日	3/年
階段	B・D	Pタイル	226.4	3/週	3/年
	A	磁器タイル	91	1/日	3/年
	C・E・F	モルタル	115.7	適時	×
表玄関出入口	1	モルタル	27.00	1/日	3/年
生ゴミ庫	1	モルタル	7.00	1/日	適時
駐車場管理室	1	タイルカーペット	10.50	適時	×
警備員室・警備員控室	1	Pタイル	18.20	適時	×
コントロール室	地下	Pタイル	30.20	適時	×
オーディオ室	地下	コルクタイル	46.50	3/日	3/年
トレーニング室	地下	木質タイル	129.30	3/日	3/年
トレーニング室内更衣室(ロッカー室)	地下	Pタイル	23.50	1/日	3/年
トレーニング室内器具庫	地下	木材	37.50	適時	×
収蔵庫	地下	木質タイル	139.50	適時	×
用具庫	地下	Pタイル	4.80	適時	×
清掃者控室	地下	コルクタイル	11.80	適時	×
オーディオ室内調整室	地下	カーペット	9.10	1/日	3/年
匠プラザ	1	塩ビタイル	252.80	1/日	3/年
多目的ホール1・2	2	長尺シート	371.20	3/日	3/年
ホール内講師控室	2	Pタイル	12.00	1/日	3/年
収蔵庫	1	木質タイル	28.20	適時	×
事務室	技能交流室(1)(2)	タイルカーペット	82.20	3/週	1/年
	働く人の相談室	Pタイル	109.70	1/日	3/年
	同上倉庫(1)	Pタイル	14.90	適時	×
	同上更衣室	Pタイル	3.90	適時	×
	職業訓練校 事務室・会議室	タイルカーペット	140.30	×	1/年
	同上 ロビー・教室	タイルカーペット		1/日	1/年
	ベネフィットワン事務室	タイルカーペット	112.00	3/週	1/年
	同上倉庫	Pタイル	13.40	適時	×
地域連合 労福協	タイルカーペット	82.10	3/週	1/年	
授乳室	4	タイルカーペット	21.90	適時	×
授乳室内倉庫	4	タイルカーペット	7.20	適時	×
会議室	603・801準備室	Pタイル	90.10	3/日	3/年
	701・702・703	タイルカーペット	96.70	3/日	1/年
	801・802・特別会議室	タイルカーペット	282.10	3/日	1/年
料理室控室	6	Pタイル	29.10	3/日	3/年
研修室	601料理研修室	流し床	67.20	3/日	3/年
	同上準備室	Pタイル	13.60	3/日	3/年
	602工芸研修室	流し床	82.50	3/日	3/年
窯場	6	流し床	19.91	適時	×
和室	7	畳	69.60	3/日	×
和室バルコニー	7	フローリング	21.20	3/日	×
倉庫	7	Pタイル	13.50	適時	×
各階バルコニー		モルタル	31.98	適時	×
エレベータ	客用	2基	3.00	1/日	3/年
	人荷用	1基		3/週	3/年

2 特別清掃

給排気口清掃	適時
高所煤払清掃	適時
戸扉・壁清掃	1/年
金属部分清掃	1/年

3 ガラス清掃面積

420m ²	1/年
-------------------	-----

4 照明灯数

1,570基	1/年
--------	-----

会館管理事務室	通路	Pタイル	17.30	1/日	3/年
	通路以外	タイルカーペット	67.10	3/週	1/年
	倉庫	Pタイル	10.80	適時	×
PC教室休憩室	4	タイルカーペット	32.40	3/週	1/年
PC教室	4	Pタイル	44.90	1/日	3/年
駐 車 場		モルタル	150.30	×	×
中 庭		モルタル	23.30	適時	×
屋 上		モルタル	357.43	適時	×
合 計			5133.2		

横浜市技能文化会館 警備業務項目一覧

当ビルの利用目的を充分理解把握し、来館者が充分快適に且つ安全に利用でき得る様管理する。
館内細則、消防法、警備業法を充分に遵守し、利用者の安全確保の防犯を始め人命の安全確保の
為の防災を努めるとともに、明快なサービスをモットーに当ビルの円滑なる運営に協力するものとする。

1階エントランス業務(18:30～23:30)(休館日7:00～23:30):常時1人

業務内容

管理室内各機器の監視取り扱い

警報発報時の対応処理

不審者の発見及び排除

来訪者の対応、受付、案内

従業員及び出入業者等の監視

巡回、巡視勤務者

ビル内外の警戒及び異常の発見、処置

所要各階の戸締確認

消火栓、電源、消火器、火気等の点検確認

便所、物置、倉庫、更衣室の異常の有無確認

不法侵入者の発見及び排除

その他特別業務

当ビル自衛消防隊の一翼を分担する。

通報連絡係

消防隊誘導係

特定消火栓

異常事態発生時の特別警戒

その他警備業上の特命事項

機械警備業務(23:30～翌7:30)

警備対象

火災、侵入及び満減水を警備対象とする。

会館からの異常発報信号を監視センターで受信し、待機員の出勤により異常を確認し

応急処置、緊急連絡及び通報を行なう。

横浜市技能文化会館 修繕等内容(令和3年度)

単位:円

実施月	実施場所	工事内容	金額
4月	全館	機械警備通信回線切り替え作業	44,000
4月	労働情報・相談コーナー	ネットワーク回線工事	115,500
4月	4F事務室	ネットワーク回線工事	143,000
5月	労働情報・相談コーナー	内線増設工事	135,300
5月	特別会議室	ブラインド故障修繕	38,500
6月	5Fハマ技連事務室	ハマ技連防火対象物点検	41,800
7月	6F 601、602	冷媒管撤去・床補修工事	220,000
7月	全館	貸室・事務室LED化リース※リース総額	4,736,600
9月	駐車場	駐車場操作盤用テンキー基板交換	99,000
9月	全館	消防用設備不良箇所改修	103,400
9月	2F男子トイレ	男子トイレ小便器破損により交換	148,500
9月	B1コントロール室	自家発電設備関係整備	514,800
10月	駐車場	駐車場精算機プリンター交換及び新500円硬貨対応	112,200
10月	B1コントロール室	自家発電設備関係整備追加作業	29,700
10月	B1コントロール室	非常用発電設備負荷試験	424,600
10月	駐車場	駐車場誘導鏡交換	171,600
11月	全館	防犯カメラ更新工事	1,232,000
11月	屋上	室外機部品交換	84,590
11月	1F匠プラザ	シャッター不具合調査点検	41,800
12月	1F匠プラザ	シャッタータイマー除去作業	29,700
12月	1F男子トイレ	男子トイレ温水便座更新	43,780
12月	屋上	消火水槽給水配管修理	649,000
12月	各階トイレ	トイレ・事務所LED不足分	401,097
12月	2F多目的ホール	音響アップコンセント交換工事	149,600
12月	2F共用部・多目的ホール	床面長尺シート張替工事	2,860,000
12月	2F多目的ホール	ホール会議テーブル100台購入	1,715,725

実施月	実施場所	工事内容	金額
12月	2F多目的ホール	ホール緞帳交換	710,000
12月	2F多目的ホール	ホール旧会議テーブル産廃	238,700
1月	屋外植栽	防水コンセント設置	154,000
1月	屋外植栽	植栽改修工事	2,000,000
2月	8F 屋上	8F漏水及び誘導灯修繕	880,000
2月	3F男子トイレ	トイレフラッシュバルブ交換	103,400
3月	正面入り口	エントランス段差補修工事	155,100
3月	6F男女トイレ	トイレ排風機修繕	86,900
3月	全館	産廃	198,000
			18,811,892

横浜市技能文化会館 修繕等内容(令和4年度)

単位:円

実施月	実施場所	工事内容	金額
4月	4F事務室	内線電話改良工事	42,900
4月	802/交流室/4階会議室	錠工事	60,830
5月	B1F男子トイレ	温水洗浄便座更新	43,780
6月	1Fシルバースタッフ控室	空調更新	201,300
6月	全館	消防用設備不良個所改修	381,700
6月	5Fハマ技連事務室	防火対象物点検	41,800
6月	3F就サポ	防火対象物点検	41,800
6月	工房	空調室外機熱交換器高圧洗浄	84,700
6月	601料理研修室	料理室オープンランプ交換	17,160
7月	7F非常口	鳩ネット補修作業	27,500
8月	601料理研修室	料理室オープンランプ交換	52,140
9月	B1F女子トイレ	温水洗浄便座更新	42,680
9月	2F多目的トイレ	漏水修理	41,800
9月	B1F女子トイレ	天井からの漏水調査・修理	418,000
9月	B1F女子トイレ	漏水排水管修理	77,000
9月	5F男子トイレ	フラッシュバルブ修理	103,400
9月	8F女子トイレ	排水詰り修理	110,000
9月	オーディオルーム	アップライトピアノ購入	613,800
9月	全館	ロールスクリーン導入工事	2,128,500
10月	B1F	非常用発電設備負荷試験	424,600
10月	屋上	多目的ホール空調室外機修繕	517,825
11月	トレーニングルーム	洗面台漏水修繕	219,780
11月	B1F~3Fトイレ	汚水配管高圧洗浄	250,800
11月	トレーニングルーム	漏水調査	104,500
11月	多目的ホール	空調室内機基板交換	52,690
11月	多目的ホール	ホール用プロジェクター購入	297,000

実施月	実施場所	工事内容	金額
12月	多目的ホール	ホール音声ノイズ是正修繕	9,900
12月	B1F清掃控室	空調更新	162,800
12月	屋上	7F8F空調室外機修繕	590,700
1月	匠プラザ	地下1階天井漏水関連修繕	255,200
1月	工房	空調室内機基板交換	217,800
2月	全館	消防用設備不良箇所改修	282,700
2月	屋上	5F6F空調室外機修繕	431,640
2月	5Fハマふれんど事務室	空調室内機基板交換	66,990
2月	4階会議室	PC教室用モニター購入	167,992
3月	全館	全館Wi-Fi導入工事	2,013,000
3月	屋上	全空調室外機予備修繕	1,120,900
3月	全館	産廃	198,000
3月	全館	ワイヤレスマイク新規格対応	219,450
3月	802大研修室	イス100脚購入	758,472
3月	オーディオルーム/多目的ホール	調律及び修理	112,750
			13,006,279

横浜市技能文化会館 修繕等内容(令和5年度)

単位:円

実施月	実施場所	工事内容	金額
4月	多目的ホール	スタッキングチェア用台車購入	139,800
4月	多目的ホール	ピアノ椅子購入	48,400
4月	602工芸研修室	丸ツール11脚購入	35,791
4月	多目的ホール	平行スタックテーブル5台購入	85,651
4月	多目的ホール	スタッキングチェア50脚購入	248,820
5月	ハマふれんど	5F空調基板交換	71,060
6月	B1F	防火ダンパーヒューズ交換	105,600
6月	5Fハマ技連事務室	防火対象物点検(ハマ技連)	41,800
6月	3F就サポ	防火対象物点検(就サポ)	41,800
6月	B1F	地下給水管系漏水修理	965,800
6月	1F,B1F	洗面台鏡廻りコーキング補修	118,800
6月	2F多目的トイレ	温水洗浄便座更新	165,000
7月	駐車場	精算機紙幣リーダー修理	242,000
7月	全館	煙感知器交換	97,900
7月	B1F	ボールタップ交換	209,000
7月	B1F	フート弁交換	429,000
7月	トレーニング室	トレーニング室天井漏水跡補修	506,000
7月	ハマふれんど	回転窓ストッパー更新	148,500
7月	B1F女子トイレ	温水洗浄便座更新	29,700
10月	全館	女子トイレ和式便器洋式化	2,059,000
10月	RF	受水槽・高置水槽タンク修繕	715,000
10月	602工芸研修室	602床継張り補修	242,000
10月	全館	フロン排出抑制法定期点検	145,200
1月	1F	デジタルサイネージ導入	269,500
1月	全館	煙感知器交換、ボールタップ交換	194,700
2月	1F	mamaro購入	3,085,500

実施月	実施場所	工事内容	金額
2月	匠プラザ	洋裁教室用ミシン1台購入	40,150
2月	601料理研修室	包丁殺菌庫購入	83,350
2月	音楽室	音楽室LED化	518,100
3月	多目的ホール	ワイヤレスマイク追加	990,000
3月	全館	監視カメラ追加	301,400
3月	和室	畳張替え	451,550
3月	B1F	スプリンクラーポンプ	517,000
3月	全館	誘導灯バッテリー	1,342,000
3月	4F,6F	ファンコイルユニット撤去	264,000
			14,948,872

指定管理者が加入している会費一覧

名称	年会費(円)
横浜市駐車場協会年会費	25,000
伊勢佐木地区駐車場連絡協議会年会費	14,000
日本博物館協会年会費	40,000
神奈川県博物館協会年会費	17,000
合計	96,000